

第5回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・2022年9月12日（月）午前10時00分～午前11時54分

於 町田市役所2階 会議室2-2

・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、手島、石井、水町——14名

・欠席委員 0名

・会議公開又は非公開の別 公開

・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから2022年度第5回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

出席委員が3分の2以上でございますことから、審議会運営規則第2条第2項に基づきまして本審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

また、国際ソロプチミスト町田一さつきから選出をされていた岡本委員ですが、所属団体の解散に伴いまして、8月末をもって本審議会委員の職を辞することとなりました。本来ですと、交代の委員を選出するところですが、今回に関しては所属団体そのものが解散してしまったということ、それから、来年4月の改正法施行に伴って審議会の構成に変更が生じるという状況でもありますので、交代の委員は選出しないということで考えております。ご了承いただければと存じます。

それでは、本日ご審議いただく案件は、諮問15件、報告2件でございます。

資料については、事前にお送りした資料番号1から18、それから、本日皆様の席に資料6の差替え、資料12の追加分、郵送していないものとして資料19がございます。ご確認いただければと思います。

また、本日は町田市議会定例会の総務常任委員会と健康福祉常任委員会を開催中でございます。幾つかの課の管理職が進行状況によっては委員会のほうに参加しなければいけないということで、本来、管理職の職員が説明すべきところですが、出席できない、もしくは中座するといった場合もございます。どうぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。それでは、本日の審議を始めたいと思います。

まず、議題の1、2022年度第4回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、これで確定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部図書館長、中嶋と申します。

担当者 同じく生涯学習部図書館、廣瀬と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、「図書館利用普及事業」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして暮らし方に大きな変化がもたらされ、社会のデジタル化が急速に進展しております。このような社会状況の変化に対応し、あらゆる市民が利用しやすい図書館を作るため、2022年度はデジタルを使う、デジタルに慣れるの視点で図書館サービスの利用を支援いたします。

実際には今年11月から、スマートフォンやタブレットを持っていても使い方が分からないという方に対して、スマートフォン・タブレット個別相談会を行います。スマートフォンやタブレットそのものをさわりながら、講師にマンツーマンで質問できる相談会です。この相談会の当日の受付及び講師につきましては、外部への委託を行うものでございます。扱う個人情報といたしましてはこちらにございます個人情報の項目の3つになります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

図書館がこういう普及活動をされることは大変結構でございますので、本件につ

きまして教育長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部大地沢青少年センターの担当課長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく大地沢青少年センターの庶務担当係長の荒木です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料3、「自然休暇村施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供についてご説明いたします。

本業務を行う施設は、長野県の川上村にあります町田市自然休暇村です。町田市自然休暇村は、有効敷地面積は15万8,400平米と広い土地に、本館、キャビン、テントサイト、野外炊事場などがあります。施設の職員は本館の中にいるため、本館の状況把握については即座に確認ができます。一方、キャビンやテントサイトは本館から車で1～2分かかるため、即座に確認することができない状況となっております。そのため、防犯面から、町田市自然休暇村に2022年4月に防犯カメラを導入いたしましたので、個人情報業務登録票の整備を行うものです。整備をする場所は、入り口、駐車場、野外炊事場、キャビン付近駐車場の4か所となります。今回、登録が遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、2ページをお開きください。

今回の変更に伴いまして、「対象となる個人の範囲」に「防犯カメラに写った者」を追加いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

個人情報記録の項目の「財産・収入に関する項目」について、⑩番「自動車名」を追加いたしました。

「心身等に関する項目」につきましては、防犯カメラに写った方の映像記録として、④番「容姿(写真)」の「(写真)」を削除いたしました。

次に、4ページをご覧ください。

外部提供登録として、防犯カメラに記録された映像につきましては、捜査機関への犯罪捜査協力のために一定の条件のもとで外部提供を行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

水 町 資料の3ページでご説明のあった、5番の⑩「自動車名」を追加ということなんですけれども、捜査機関からの場合には登録ナンバーとか、そういうものの照会はないんでしょうか。車名だけでいいのかな、どうなのかなと疑問に思いまして質問しました。

事務局 「自動車名」の中にナンバーとかが含まれる形になりますので、それを全部合わせて「自動車名」という形で登録しております。

水 町 個人の車名ではなくて、トヨタの何々というのじゃなくて……。

事務局 そういうものを全て合わせて、「自動車名」という文言での統一で登録させていただいております。

水 町 分かりました。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

防犯カメラの運用については、これまでも当審議会としましては慎重な運用を求めてきましたので、本件につきましても答申に慎重な運用を求めるという部分をつけて答申したいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部教育センター所長、横山と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく担当課長の辻と申します。お願いいたします。

担当者 同じく教育相談担当係長、掛川と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料4、「小・中学校適応指導教室」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

「小・中学校適応指導教室」業務において、今回、家庭裁判所から調査のため情

報提供依頼がありましたので、回答のため外部提供の登録についてご審議をお願いするものです。

それでは、2ページをご覧ください。

小・中学校適応指導教室は、教育センターに設置された不登校の児童・生徒のための教室です。児童・生徒への在籍校以外での学習機会を確保するため、小集団や個別指導による教科学習や、体育や音楽などの実技、また、通室生同士のコミュニケーション体験などを行っています。

今回、通室している生徒に係る家庭裁判所審判のため、生徒の通室状況等についての調査依頼があったことから、その回答を行う外部提供の登録をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

家庭裁判所の審判に関わることでございますので、当然慎重な判断をされたことと思いますが、これにつきましては付言することはなしにしまして、教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所生活衛生課長、林と申します。よろしくお願い致します。

担当者 同じく保健所生活衛生課環境衛生係の秋山と申します。よろしくお願い致します。

担当者 生活衛生課食品衛生係主任、青山と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、「食品衛生関係施設、営業許可」、「環境衛生関係施設」、「水道管理(保健所)」、「特定建築物」業務における個人情報外部提供についてご説明をさせていただきます。

2ページから5ページをご覧ください。

今回、地方税法第20条の11に基づいて、都税事務所から営業許可に関する調査がありました。都税の調査に協力するため整備するものでございます。

外部提供する個人情報の項目は業務ごとに違いますが、以前から各税務署宛てに

国税の調査に協力するため外部提供をしておりましたので、その項目と同じものにしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

適正な都税の徴収に協力するということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の6、諮問及び議題の7、報告、一括で審議いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 私、土地利用調整課課長の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく土地利用調整課土地調整係長、江口と申します。よろしくお願い致します。

担当者 同じく土地利用調整課土地調整係主事、大溝と申します。よろしくお願い致します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、説明をさせていただきます。

先に資料の差替えをお願いいたします。席上に配付させていただきました資料6の差替えをご用意ください。資料6の29ページと39ページの差替えをお願いいたします。

次に、1の新規業務登録でございますが、こちらは課の登録票を見直したところ、登録がされていなかった業務がありましたため、今回、新規で業務登録をするものでございます。諮問が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、1、「景観法に基づく届出審査」、「街づくり推進地区」、「市街地道路拡幅整備協議」、「葬儀場設置等指導」、「遺体安置所等設置等指導」業務の業務登録について、2、「中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について、3、「福祉のまちづくり総合推進条例に基づく建築物の事前協議」、「特定土地利用行為」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明をさせていただきます。

土地利用調整課では、建築及び開発計画に伴う協議・申請等の受付業務を行って

おります。現在は対面及び紙媒体での受け付けを基本としておりますが、窓口業務の負担軽減や業務の効率化の観点から、申請手続のオンライン化の検討を進めているものでございます。そこで、グラフィアスマート申請システムという電子申請システムを使用し、申請手続をオンラインで行えるようにしたいと考えております。

3 ページから 8 ページをご覧ください。

こちらは、一定規模以上の建築行為等について、景観法に基づく届出が必要となっております。建築物の外壁や屋根、周囲の緑など、地域の景観特性を踏まえた色彩の誘導を図るものでございます。

「対象となる個人の範囲」は、「届出者及びその代理人」のみでございます。同じ都市づくり部の業務で、「景観計画関連事務」と相互に目的外使用をいたしません。

次に、11 ページから 14 ページをご覧ください。

こちらは、街づくり推進地区内において建築行為等を行う際に届出が必要となるもので、届出が必要な地区は鶴川平和台、小田急金森泉、つくし野三丁目の3地区となっております。敷地の大きさや高さ等の指導を行っております。

こちらにも、「対象となる個人の範囲」は「届出者及びその代理者」のみでございます。

次に、15 ページから 20 ページをご覧ください。

こちらは、市街地の道路を計画的に拡幅していくため、その道路に面した建築行為等を行う際に、敷地の一部を道路として後退していただく協議をお願いするものでございます。

「対象となる個人の範囲」は、「事業者及びその代理人」です。ここで言う「事業者」は個人事業者のことでございます。

次に、21 ページから 24 ページをご覧ください。

こちらは、葬儀場の設置や管理運営に伴う紛争を未然に防止するため、葬儀場の設置予定者である事業者に対し、近隣住民への説明会開催等の協力を求めるものでございます。

「対象となる個人の範囲」は、「事業者の代理者、設計者、工事施工者、管理運営者、承継人」、「説明会出席者」でございます。

次に、25 ページから 28 ページをご覧ください。

こちらは、遺体安置所等の設置等に関し、近隣住民と事業者の相互の理解を深めるために必要な行政指導を行うものでございます。

「対象となる個人の範囲」は、「説明会出席者」、「事業者及びその代理者」でございます。この「事業者」は個人事業者のことでございます。

29 ページ以降は既存の登録票の変更でございます。3 業務ありますが、内容といたしましては、登録票の見直しの際に実態と合っていないことが分かったため、修正するものでございます。

また、冒頭にご説明いたしましたとおり、申請の手續にグラファースマート申請システムを使用するため、6 号のコンピュータ処理等登録票を追加するものでございます。

併せて申請手續の補助といたしまして、電子メールの登録も行います。

次に、資料 7 をご覧ください。

こちらは、2020 年町田市議会第 4 回定例会の議決をもって「町田市ラブホテル建築の規制に関する条例」を廃止いたしましたので、個人情報登録票につきましても併せて廃止としていくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、議題の 6 及び 7 につきましてご質問はありますか。

島 田 今回、グラファースマート申請システムについてはこの場で初めて登場してきたのだと思いますが、土地利用調整課では何か所にも出てきます。あと、資料 11 の学校教育課でも同じようにグラファースマート申請システムが登場しているんですね。

その内容について我々は承知していないんですけれども、スマートフォンを使った申請システムだと思うんですけれども、これは町田市として全庁的に導入されるのか、されたのか、もうされているかもしれませんが、個人情報の漏洩上のセキュリティ等は十分確保されていると思うんですけれども、このアプリケーションがどの範囲で町田市で導入される計画であるのか。それから、この入力に携わるのはどの範囲なのか。これまでの電子申請システムも多分ほかにもあるのかもしれませんが、それらとの関係、そういう基本的仕組みについて、これは土地利用調整課じゃなくて事務局に聞いたほうがいいのかもありませんけれども、いかがでしょうか。

会 長 説明員、自己紹介をして説明してください。

担当者 情報システム課統括係長の栗山と申します。

グラファターのサービスにつきましては、最近、オンライン行政サービスの電子申請もこちらの審議会で付議をしておりますけれども、それと同様の行政手続の申請をするための汎用のサービスになっております。モバイル、スマートフォンで、パソコン等で市民の皆様、また事業者の皆様が行政手続を申請するための汎用のサービス基盤となっております。

このサービスのセキュリティという意味では、そのシステムがどこにあるか、安全な場所にあるかというところがポイントになるかと考えておりますが、その点では、国のセキュリティの基準も満たしたサーバーが使われておりまして、安全なものであると認識をしております。

また今後、町田市としては市民の皆様が簡単に申請ができるように、こうしたオンライン行政サービスですとか、グラファースマート申請システムを使った電子申請のサービスを増やしていこうと考えているところでございます。以上です。

島 田 それで、町田市として今回は2つの部門から出ているんですが、全庁的にどの範囲でこれを導入されたのか、されようとしているのか、そこはいかがですか。

担当者 町田市としまして、行政手続について市民の皆様にとって利便性が高いものについてはなるべくオンライン化を進めようということを、町田市の基本計画等にも書いているところでございます。そうした考え方に基きまして、今後徐々に増やしていくところでございます。特にこの手続、この手続、この手続といったことは具体的に定めているものではありませんが、今後徐々に市として使い勝手のいいものからオンライン化を進めていこうと考えているところです。以上です。

島 田 大体分かりましたけれども、入力とは原則として市民の方がやるという理解でいいですか。

担当者 市民の皆様、また、一部の手続によっては事業者様の入力も想定されるかと思えます。個別に言うとかくさんいろんなパターンがあるかと思えますけれども、転出をされた方、市外の方も入力する可能性がございます。

島 田 最後に1つですが、このアプリケーションについては情報システム課が主管で、これの適用拡大その他については情報システム課の関与のもとで行われるという理解でよろしいですか。

担当者 情報システム課でこのグラファターのシステムは所管をしております。また、この

使用についてはシステム課と調整の上、システム課が関与しながら進めていくものになります。以上でございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。

中 ここに遺体安置所という言葉があるんですけども、普通であれば葬儀屋さんがいろいろやってもらえるんだらうけれども、大災害時のときの安置所と私は捉えたんです。というのも、私どもが住んでいます旭町の中央体育館は災害時には安置所というふうに聞いているんですよね。そういうものについて、今後掲示をしていくのかということですかね、これは。

担当者 この遺体安置所は、災害時の遺体の一時安置というよりは、業として遺体安置を、例えば火葬ですとか、検死と葬儀の間に一時的に保管をしているですとか、あとは防腐処理ですとか、殺菌を行うことを目的とした施設としてありますので、災害のものとはちょっと違います。災害のときはまた別で、ある一定の規模の場所を置くということがありますが、ちょっとそれとは、これは商売といいますか、業としての遺体安置所のことを指しております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

佐 藤 7のラブホテル建築規制審議会、この条例が廃止になった背景ですね。これが条例廃止になったとともに、当然そういう条例の中にあつた審議会も廃止になったということで、今、ラブホテルという名称よりはレジャーホテル協会とか、組織も日本に多いんですけども、この辺の今後の対応とか何かは町田市のほうでお考えがあるのかどうか。

担当者 なくなった背景を説明いたしますと、いわゆる「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が定められたことにより、いわゆる条例の目的である「快適で良好な生活環境の確保と青少年の健全育成に関すること」と同様の効果は得られたということになりましたので、まず、条例を廃止したということでございます。

ですので、法律がありますので、法律によって同等の、または同等以上の縛りができましたので廃止したという経緯でございます。

佐 藤 ということは、町田市の条例をなくしたということで、国の法律に基づいて今後運用していくということですね。

担当者 はい、そうでございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、質問を打ち切りまして、ご意見はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではまず、議題の6、諮問でございますが、基本的に新しいシステムを使うということでございまして、便利になると。確かにセキュリティの問題は、いずれにしましても全てのシステムについて当然維持していかなければならないことでございますので、その配慮は各課ともやられていると存じますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の7でございます。こちらの審議会廃止の件でございますが、先ほどのご質問でお分かりいただいたように、法律ができたことによる条例の廃止でございます。実際問題として警察のほうの取り締まりといたしまししょうか、そういったものについては全く変更がないということだろうと思っておりますので、そういった点で本件につきまして市長報告どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうもご苦労さまでございました。

続きまして、議題の8、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部交通事業推進課長の北川と申します。よろしく申し上げます。

担当者 同じく係長の山野上と申します。よろしく申し上げます。

担当者 同じく主任の安次富と申します。よろしく申し上げます。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料8、「交通事業者燃料価格高騰対策支援」業務の業務登録についてご説明いたします。

まず、3ページをご覧ください。

本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の減少等に加え、燃料価格高騰の影響を受けました地域のバス及びタクシー事業者に対しまして、支援金を交付することで事業の継続の支援を行うものでございます。

申請期間は2022年10月3日から11月30日までとし、2022年度中の支払いを

行います。本業務の実施に当たり、タクシー事業を営む個人事業主や各社が行う申請の担当者から支援要件の確認のため、「財産状況」や「各種資格」などの個人情報収集いたします。また、支援金の振込先として、「金融機関名」及び「口座番号」などの個人情報を収集いたします。

5ページ及び6ページをご覧ください。

申請内容に不足や疑義があった場合は、電子メール及びファクシミリで申請者と迅速に連絡を取り、追加資料の受領を行うため登録を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件はご説明のとおり、コロナによる利用者の減少に伴うものと燃料価格の高騰という両方の問題に対応した支援金の交付でございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の9、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 防災安全部防災課長の宮坂と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく担当係長の浅川と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料9の「消防団」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更についてご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。

既に登録済みの外部提供でございます。町田警察署から刑事訴訟法に基づきまして捜査関係事項の照会がございましたので、調査に協力するため個人情報の項目変更を行うものでございます。

3ページ目をお開きください。1号様式の2も修正をさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。

服 部 その追加された3ページの「取引状況」という事柄なんですけど、これは何を指し

ていて、今回の警察からの捜査協力と関連性があるのかどうかについてちょっとご説明いただければと思います。

担当者 この「取引状況」というのは、クレジットカード、銀行の通帳等の振込みですとか、引き落としの関係になると思います。

担当者 市が消防団の報酬をお支払いしている口座の取引状況、出入金を調べたいということであると思います。

服部 分かりました。

会長 鶴田委員。

鶴田 警察から問い合わせがあったのは団員の報酬に関することだったということではないのかというのが1点目の質問です。

あと、資料9の3ページの(2)の⑤「要望」という項目が追加されて、4ページの個人情報の項目の5番にも「要望」という項目が追加されているんですけども、これが犯罪の嫌疑に関する警察からの照会事項とどういう関連性があるのか教えてください。

担当者 4ページからご説明いたします。こちらは、消防団に対する苦情、要望が照会の対象だったので入れたものです。あわせて3ページの1号様式の2を見直したところ、(2)の要望が収集項目になっていなかったのを追加しました。

会長 ほかにご質問はありますか。

多分この件、若干報道があったものだと思いますが、団員の手当の支給方法に関わって問題があったという認識でよろしいのでしょうか。

担当者 はい、その通りです。

会長 それでは、ご質問がなければ、ご意見はありますか。

服部 もう1回確認していいですか。私が確認させていただいた「取引状況」は、私の理解の中では市からの報酬の支払い状況ということでもいいですか。支払い状況なのか、それとも口座がどういうふうに使われたかという個人情報をとるのか、その辺もよく分からなかったんですけども、もう1度説明してもらえたりしますか。

担当者 後者です。

服部 分かりました。

会長 じゃ、ほかにご意見はありますか。よろしゅうございますか。

この問題、まだ未解決の問題だろうと思うんですけども、いずれにしましても

捜査機関の要請につきまして対応することは必要でありましたので、慎重な運用をしていただきたいということはいつもおおりに付言したいと思います。それを付言した上で市長諮問におおりに承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 じゃ、そのようにさせていただきます。いろいろご苦労さまですが、よろしくどうぞ。

では、続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部児童青少年課学童保育係統括係長の小泉と申します。

担当者 同じく担当係長の栗山と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料10、「学童保育」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等についてご説明させていただきます。

今回の諮問は、学童保育クラブの入会申請事務の一部を委託することで効率化を図るための新たな登録と、登録票の内容を実態に合わせて修正を行うものです。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。

初めに、学童保育クラブ事業に関するご説明ですが、学童保育クラブとは、保護者が就労等により日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供するところです。今回は個人情報業務登録票について、文言整理のため「対象となる個人の範囲」について「親族」を「保護者」に修正します。同様に、3ページにある「親族」を「保護者」に修正します。

(3)「社会的地位等に関する項目」として、「保育・幼稚園名」「加入介護保険」「利用施設名」の登録が漏れていたため追加します。これらは、学童保育クラブの入会時の申請書において保護者に記載を求める項目です。

4ページ、5ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、実態と合っていなかったため、個人情報の項目から「国籍」を削除します。

6ページをご覧ください。

学童保育クラブの入会申請事務について、事務の効率化を目的としてその一部を

委託するため、外部委託の登録を行うものです。委託に当たっては個人情報保護条項を徹底、遵守させます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。

服 部 1点確認です。住民基本台帳から「国籍」を消しているわけですが、3ページのほうの個人情報記録の項目のところの「国籍」は残すという形でいいですか。

担当者 こちらについても同じく削除で、ちょっと見づらいですが、⑧番の数字の上に線が乗っています。これは全部線で、削除となっております。

服 部 分かりました。

会 長 それから、私から質問です。6ページの受付事務等受託法人というのは具体的にどのような法人ですか。

担当者 受託法人はこれから契約を行いますが、想定としまして、派遣会社ですとか、そういった人材をこちらに提供していただけるような法人を想定しております。

会 長 どういう法人がやっているのかと思ったもので、ありがとうございます。

ほかにご質問はありますでしょうか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の11、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部学務課長、田村と申します。

担当者 同じく学務課学籍担当係長の都筑と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料11、「就学」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明をさせていただきます。

保護者の利便性向上を図る目的で、これまで紙のみで受け付けをしていた就学に関する申請等について、オンライン行政手続サービスとグラフアーススマート申請システム等を利用し、インターネットから手続を可能にします。また、保護者からの

問い合わせ、相談についても、電子メールとファクスを用いた対応を可能にするため、併せて必要なコンピュータ処理等を登録いたします。

さらに、今回の登録に伴い登録票全体の精査をしたところ、既存の登録に実態と合わない部分がありましたので、適切な表現になるよう整備をいたしました。

まずは、3ページをご覧ください。

(1)「基本的項目」の欄に「電子メールアドレス」を追加いたします。これによって、電子メールを用いた保護者への対応を可能にいたします。加えて、そのほか細かい文言について現在の業務の実態に合わせて整備、追加いたします。

また、⑩「家庭環境」等の「収集の目的」ですが、区域外就学・指定校変更、長期欠席の児童・生徒に限らず、そのほか転校相談や虐待案件など特別な配慮を必要とする生徒の場合にも収集するため、一部文言を整理いたします。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

各種申請等について、オンライン手続サービスとグラフィースマート申請システムとを利用し、インターネット上で申請を受け付けするため、新規で登録をいたします。

最後に、6ページから7ページをご覧ください。

保護者からの問い合わせ、相談について電子メールとファクスを用いた対応を行っていましたが、登録票を確認したところ、登録がなかったため、実態に合わせて登録をいたします。遅くなりまして申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

渡 邊 先ほどのグラフィースマート申請はラインも含めてということだと思えますけれども、この申請もスマートフォンとか、ラインとかもあるのかということと、もう1つは今までのように電子システムだけではなくて、紙ベースの申請もあるのかということです。

事務局 まず、グラフィターとラインというのは別物になりますので、これは先ほどの案件と内容は重なる部分でございますけれども、グラフィターとラインは別のシステムと
いうか、ツールということになります。

担当者 紙の申請書につきましては、もちろんスマートフォンをお持ちでない保護者の方もいらっしゃいますので、併用という形で続けていきたいなと思っております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

島 田 5ページのグラフアーススマート申請システムですけれども、スマートフォンを使った申請システムと理解しているんですが、ここで就学に係る各種申請は、学校教育部で対象になるのは何種類ぐらいあるんですか。

担当者 制度としては区域外就学申請書、就学指定校変更申請書、通学区域緩和制度就学校希望申請書、小規模特認校就学希望申請書、就学許可申請書、海外小・中学校への入学届、入学希望調査票ということで、全てで7つとなっております。

島 田 7種類……。

担当者 7種類です。すみません。

島 田 関連してですけれども、利用件数は大体どのくらい見込んでおられるんですか。過去の実績からで結構ですが。

担当者 直近で予定をさせていただいている調査では、全部で410人の調査をしようかなと思っております。

島 田 月ですか、年ですか。

担当者 今回、許可をいただいた後に、最初にアンケート調査をする案件があるんですけれども、それについては410人程度のものを予定しております。ただ、今後、その後については、適宜必要に応じて件数は出てくるとは思いますけれども、来年1年生になるお子さんの通学区域緩和制度の申請書をお送りしているんですが、もしそれがオンラインでの申請が可能になった場合には、全てにおいては約500件弱が予定をされております。

島 田 ありがとうございます。

あと、最後に1つ、この電子申請を使う人は原則として保護者ということで理解してよろしいですね。

担当者 おっしゃるとおりです。

島 田 それで、これはもう移行されているんですか。それともこれから移行する場合に、保護者への周知とか、移行のための研修とか、そういうことはあるんですかね。それとも具体的にはないんですか。

担当者 職員自体の研修については導入後適宜やっていく予定です。保護者については、ある一定の調査についてオンラインでも申請できますよということで告知はしているかなと思っております。

島 田 ありがとうございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

そうということで、様々なやり方があるという状況になって、便利になることだとは思いますが、その中でいろいろな使い方でかえって面倒が起きないように、よろしく願いいたします。

ということで、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いします。

議題の 12 と 13、諮問と報告、ここまでやって休憩にします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部指導課担当課長、遠藤と申します。

担当者 同じく指導課管理係長、遠藤と申します。

担当者 同じく指導課 I C T 教育推進係長、島田と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 先に資料の追加をお願いいたします。机上に配付しております資料 12 の追加、7 - 2 ページを 7 ページと 8 ページの間に追加してください。

それでは、資料 12、1、「学校への指導・助言」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について、2、「教育活動」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について、3、「生活指導」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について、資料 13、「メール配信サービス」業務の廃止についてご説明いたします。

それでは、先に、資料 12 の 4 ページから 7 ページをご覧ください。

現在、児童・生徒 1 人 1 人にタブレット端末を貸与し、ドリルソフトでの学習を進めています。今回、児童・生徒がドリルソフトで解いた課題の成績等の情報を配布しているタブレットを通じて収集し、学力の分析を行います。そのため、「小・中学校の「教育活動」業務から指導課の「学校への指導・助言」業務に情報を目的外利用いたします。

また、学力の分析はドリルソフト業者が統計処理等を行いますので、外部委託等

登録票を新規に登録いたします。

追加資料7-2ページと8ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、配布しているタブレットを使って学習や学力テストを行うため、小・中学校の「教育活動」業務のコンピュータ処理等の個人情報項目に「学業成績」を追加いたします。

9ページ及び10ページをご覧ください。

全国で不登校の児童・生徒数も増加傾向にあり、2020年度には過去最多となっています。町田市においても不登校の児童・生徒が増加しています。町田市では、2022年度、市内公立学校の全小学校5年生、中学校2年生を対象に、教育心理テストを実施いたします。この教育心理テストは、児童・生徒1人1人の学校生活での意欲や満足感、さらには学級集団の状態が診断できるもので、いじめや不登校を予防することに効果があります。各学校で対象児童・生徒にテストを実施し、そのまま専門業者が収集・分析を行った結果を直接各学校で活用するため、小・中学校の「生活指導」業務に外部委託等登録票を追加いたします。

11ページ及び12ページをご覧ください。

学校から保護者、保護者から学校への連絡は、現在、紙の連絡帳や電話が主な手段となっております。それに替わるものとして、学校と保護者間の双方向でのやり取りができるツールである学校保護者間連絡システムを導入することとなりました。このシステムは任意になりますので、アプリを利用できない、もしくはアプリの使用を希望しない方については従来どおりの対応になります。

次に、資料13の廃止をご覧ください。

学校保護者間連絡システムの導入に伴い、個人情報登録票を確認いたしましたところ、現在は使用していないメール配信サービスに関する個人情報登録が現存していましたので、これを廃止いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 議題の12及び13につきましてご質問はありますでしょうか。

渡 邊 資料12の11ページの学校保護者間連絡システムと今ご説明があったんですけども、もう少し具体的にどのような、メールみたいなのか、連絡帳とは全然違うと思いますけれども、そういうのをちょっとご説明お願いします。

担当者 まだどういったアプリケーションを導入するかといったところは選定中、検討中

にはなるんですけれども、今、学校から学校だよりですとか、そういったお知らせを紙で子どもを経由して渡していますけれども、そういったものを送ったりですとか、逆に家庭からは日々の体調ですとか、欠席の情報ですとか、そういったものを学校に送れるようなシステムを考えております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

小 林 今の連絡に関しては非常に便利になるということはありませんけれども、今、先生方の執務時間、勤務時間が非常に長時間で問題になっていますよね。便利がゆえに、しょっちゅうメールとかで相談がくるケースが増えるように感じるんですね。そういうことに対してはどのように考えておられますか。

担当者 現在、働き方改革ということも教育委員会の大きなテーマになってございます。

確かにおっしゃるように、メールが何も考えなしにきてしまうのは課題なんですけれども、一方で今、電話が常にかかっているような状態がございまして、先生がいない時間にもかかってきて折り返しをしなければいけないということで課題になっておりまして、学校現場からもこういった文章ベースでのやり取りの要望がきてるところでございまして。そういった意味では1つ要望にお答えできるのかなと思っております。

何でもかんでも送るというよりは、決まった形の欠席の連絡とか、そういったものを送れるようなシステムにしようと思っておりますので、その点は運用上、課題があればまた見直しをしたいと思います。最初の段階ではその形で進めていけばよいのではないかなと私どもは考えております。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はありますか。よろしゅうございますか。

では、まず、議題の12のほうでございまして、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 12が承認されたことによりまして、13のほうもメール配信サービスの業務の廃止につきまして教育長報告どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いたします。

では、ここで5分間休憩いたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 12 分再開

会 長 それでは、お待たせいたしました。再開いたします。

議題の 14 ですね。諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 介護保険課担当係長、馬場と申します。

担当者 同じく介護保険課主事の三浦と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 14、「介護保険給付管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更についてご説明させていただきます。

2 ページをお開きください。

既存では、民事訴訟法第 186 条、第 223 条、第 226 条、刑事訴訟法第 279 条に基づき、裁判の資料として必要な個人情報の提供依頼があった際に、裁判所に個人情報を提供しています。今回、家庭裁判所から家事事件手続法第 62 条に基づく個人情報の提供依頼がきているため、個人情報外部提供の法令等の根拠として追加いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

要するに、根拠となる法律を増やしたということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 15、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所保健予防課担当課長の高田と申します。

担当者 同じく保健予防課保健予防係担当係長の堀屋敷と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料1、「保健所関係各種医療費助成」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について、2、「心身障がい者日常生活用具給付」業務における個人情報業務登録票の変更について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「保健所関係各種医療費助成」業務では、既に感染症、大気汚染、養育医療、育成医療、妊娠高血圧症候群、療育、光化学スモッグの各種助成制度について登録はございましたが、新たに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を追加することになりましたので、登録票を変更するものでございます。

この事業は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、新たな小児慢性特定疾患対策の確立についてに基づく事業の対象となっているものに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として実施するものでございます。小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付を行うに当たり、収集する個人情報が増えたため、個人情報業務登録票を変更いたします。

3ページをご覧ください。

個人情報記録の項目につきましては、(5)「財産・収入に関する項目」に新たに②「財産状況」を、また、(6)の「心身等に関する項目」に新たに⑩「介助の状況」を追加いたしました。この2項目につきましては、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業においてのみ収集するものでございます。この事業では、申請者による申請の後、事業担当課による調査を実施いたします。調査に際し、申請した物品を既に所有しているかどうか、介助の状況はどうかについて把握する必要があるため、項目を追加するものです。

4ページをご覧ください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業においては、既に他方による同一用具の給付を受けている場合には対象から除くこととしていることから、心身障がい者日常生活用具の給付を受けているかを確認するために追加するものでございます。

5ページをご覧ください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業においては、申請者の自己負担額の決定に際し、課税状況を把握する必要があるため追加するものでございます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

これまで⑪「手当の受給」、⑫「支給金額」につきましては、成年貢献の送付先登録の当該課確認のために収集に限定した記載としていましたが、先日の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の調査において、当該項目において収集が必要になることから、限定の記載を削除するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、整理と新しい業務が追加されたようでございますが、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 16、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民協働推進課長の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく町内会・自治会担当係長、安達でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく主事の山本と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 16、「町内会・自治会」業務における外部提供、コンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

9 月 1 日より東京都の実証事業として、小田急電鉄株式会社の運営する自治会専用デジタルツール「いちのいち」を導入いたしました。導入の目的は、町内会・自治会の回覧をデジタル化し、役員の負担を軽減することや、町内会・自治会会員同士の情報交換、情報共有を進め、活動の活性化を目指すこととでございます。また、町内会・自治会未加入者に向けても町内会情報を発信することで、加入促進を図ります。

この「いちのいち」は、まず、町内会・自治会単位でお申込みいただいた後、その区域内の住民の方が個人で利用登録を行うことで利用が可能となります。市民協働推進課では、町内会・自治会単位での申込みの取り次ぎを行うため、個人情報外

部提供登録票、コンピュータ処理等登録票の登録について諮問をさせていただきます。なお、町田市内の町内会・自治会へは7月から案内をしております、9月から運用開始をしております。諮問が遅くなりましたこと、大変申し訳ございませんでした。

それでは、2ページ目をご覧ください。

町内会・自治会からの利用申込みの内容を小田急電鉄株式会社へ外部提供するものでございます。

3ページ目をご覧ください。

小田急電鉄株式会社へ申込書を取り次ぐために電子メールを使用するため、登録するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

風 間 このシステムによって自治会の情報等がいろいろ知らされると思うんですが、先ほど説明の中で未加入者の加入の促進を図るという言葉が出てきましたが、余り便利になって、こういう情報が未加入者に連絡がいくと、未加入者はかえって増えちゃうような状況にならないでしょうか。というのは、今、自治会の加入率はたしかだんだん低下しているんですね。その点についてお尋ねします。

担当者 自治会・町内会の加入率につきましては全国的に低下をしております、町田市も年々1ポイントほどずつ低下をしている現状でございます。加入率が高い自治会・町内会にいろいろ話を聞かせていただくと、会員、非会員を問わずに多くの接点を持っているところの加入率が高いということと、あとは自治会・町内会の役員等の負担を軽減しているところ、負担が少ないところが結構加入率が高いというのがございました。

今回、「いちのいち」を導入する目的としましては、この会員、非会員の接点をデジタル町内会「いちのいち」で持たせていただくということと、デジタルで管理することで会員の方の負担を軽減するという目的がございますので、それにつきまして加入率を上げていければと考えております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

佐 藤 この小田急電鉄株式会社の実績として、全国的に自治会専用デジタルツールをどちらかでもやっつけていっちゃうのか。既に小田急電鉄さんで。あと、紙の媒体、要

は回覧方式で、隣近所に回覧板ですというのをなくして全部デジタルにしていくのか、そこだけ教えてください。

担当者 では、お答えいたします。まず、ほかの実績ですけれども、既に2020年から始まっているところがございますので、ちょっと今正確な数はないですけれども、既に幾つもの自治会で実績がございます。

また、紙の回覧につきましては当初は並行という形で、引き続き紙のものも実施してまいりますので、並行運用という形を予定しております。

佐藤 その際に、非会員のご家庭はどうやってこのデジタルツールに入り込むような形をとるんですか。

担当者 チラシの形でご用意などをし、もしくはホームページにももちろん出しているんですけども、それで今こういうものをやっていますよという形を一斉にポスティングしたり、まいていくという形をいたしております。

佐藤 分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかにご質問はありますか。

石井 こちらのシステムは小田急電鉄さんがやっていたらっしゃるシステムということなんですけれども、利用するに当たって料金が発生していると思うんですが、その料金を支払っているのは、結局、町田市が市内の自治会に対して利用する分は全部お支払いしているのか、それとも加入する自治会、個別に使う自治会だけがその都度お支払いするような形になっているか教えてください。

担当者 今年度は東京都の実証事業ということで実施をいたします関係で、町内会・自治会様のご負担はなく、市がお支払いするという形をとっております。

石井 今、実証実験中ということなんですけど、将来的には各自治会の負担になるんですか。

担当者 現在、予算確保を含めて調整中でございますので、現段階ではまだ決定はしていない状況でございます。

会長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 17、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民課長、白川と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民課証明係担当係長の木下と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく主事の内藤と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 17、「自動車臨時運行許可」業務の業務登録についてご説明をさせていただきます。

今回、弁護士会から弁護士法第 23 条の 2 に基づきまして、自動車臨時運行許可事務に関する照会が届いたため、第 5 号様式と個人情報目的外利用・外部提供登録票を新規に登録するものでございます。

「自動車臨時運行許可」業務とは、特定の条件下において行政庁が申請者に対して臨時運行許可証の発行と、いわゆる仮ナンバーといいます自動車登録番号票の貸与をし、必要最小限の日数、申請のあった自動車の運行を許可する第 1 号法定受託事務でございます。

それでは、2 ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきましたとおり、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会文書に対して回答するための外部提供登録票を新規に登録いたします。提供する項目は、許可申請書に記載のある「氏名」、「住所」などの 6 項目となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は弁護士会からの質問、報告の請求ということでございまして、運用については慎重に対応していただいているものと思いますが、今後とも慎重な運用を求めるということを答申に付言してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのように付言した上で市長諮問どおり承認することにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 18、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 政策経営部企画政策課政策研究担当係長の野田と申します。よろしくお願いたします。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 18、「データ利活用による将来予測研究」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

まず、町田市では 2013 年に、企画政策課内に町田市未来づくり研究所という庁内のシンクタンク機関を設置しました。これからの時代に適した政策課題について調査・研究及び提言を行っている組織になります。近年、社会のデジタル化が進展し、個人情報の適正な取り扱いとともに、その効果的な活用による施策への展開が期待されているところでございます。このような社会状況の中、我々未来づくり研究所としましては、町田市等が保有する各種データを利活用することで将来の状況を予測し、予測結果を施策の検討材料とする研究を行うため、個人情報の収集が必要となるものでございます。

それでは、登録票の 3 ページをお開きください。

「対象となる個人の範囲」は「市内に居住する人」です。町田市に住む人の各種データから将来予測をいたしますが、今年度は将来の空き家予測をするために、「住民基本台帳」「固定資産税・都市計画税賦課」「上水道の使用状況」を目的外利用します。

続きまして、4 ページをお開きください。

(1)「基本的項目」の①の「氏名」については、個人の識別をするために宛名コード、世帯人数を把握するために世帯コード、それと、⑪の「家庭環境等」を収集いたします。なお、個人の氏名そのものは収集いたしません。

続きまして、(5)「財産・収入に関する項目」の②の「財産状況」、⑩の「建物状況」については、空き家など家屋の状況を把握するために収集いたします。

続きまして、5 ページ、6 ページをご覧ください。

こちらは、将来の状況を予測するため、「住民基本台帳」「固定資産税・都市計画税賦課」のデータを利活用します。

7 ページをお開きください。

各種データから町田市の将来状況を予測するのに当たり、高度な分析技術が必要

なため外部委託をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

小 林 今のご説明で、今年度は町田市の空き家情報を調べていくということなんでしょうけれども、近い将来、数年先、どのような調査を具体的に進めていくというふうに今検討されているのでしょうか、教えてください。

担当者 現時点で確定しているものではございませんが、こういうデータを使うことによって、例えばあるエリア、地域は大分人が少なくなるということが分かりましたら、その下水道のインフラであったり、それ以外のインフラの整備をするに当たって優先順位をつけるときに、その優先順位を下げることを将来的に考えることもできます。

あるいは、インフラ以外にも建物、例えば教育施設であったり、ふだん必要なスーパーであったり、そういう生活施設を誘致するに当たっても、ここのエリア、地域は恐らく大分人が減ってくるだろうみたいなものも予測できるようになってくるので、そういったときの検討材料とすることができるというふうには現時点で事業者と話しているところです。

小 林 もう1点、すみません。今、そういう検討は何名ぐらいでやられているのでしょうか。

担当者 現時点では、庁内の各関係課2名ずつで、我々も入れておよそ4課ほど加わっています。さらに事業者も含めて、およそ10名前後かと思います。

小 林 分かりました。

会 長 ほかにご質問はありますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の19、事務局からになります。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 市政情報課の芥川でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 私からは、資料 19、「法施行後の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会について（案）」についてご説明させていただきます。

本日は、来年度以降の本審議会の運営について、委員の皆様のご意見をいただきたく素案を提示させていただきます。特に4、「審議案件（案）」については事務局の思いつく範囲での提示となりますので、委員からのご提案をいただけると幸いです。

まず、1、「審議会の役割」は、現行と同様に情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のために、適切なアドバイスやチェックをしていただきたいと考えております。個人情報保護法の規定では、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるとき」に諮問することができるとなっております。

2、「委員構成（案）」は、6月の審議会以降、皆様からいただいたご意見などを踏まえて素案にまとめたものです。学識委員は現行どおり5名、市民委員は団体推薦枠をなくし、そのかわり公募枠を増やすことで4名としています。この構成は、専門的な知見からの意見をいただくことが審議会の主目的であるという法の考え方を踏まえつつ、これまで町田市で市民委員が参加してきた意義も重視したいとの考えに基づくものです。

3、「開催頻度（案）」は、委員からの意見もございましたが、年2回程度としております。臨時的な対応を見込んでも、最大で年4回と思われれます。

4、「審議案件（案）」につきましてご説明いたします。

(1)諮問案件ですが、個人情報の取り扱いに大きな変更を伴う条例の制定・改廃を挙げております。まず想定されるのは個人情報保護法施行条例です。施行条例以外としましては、災害時の避難行動、要支援名簿の取り扱いを条例で定めるような場合を想定しております。

個別の個人情報登録の諮問は許容されなくなりますので、廃止となります。特定個人情報保護評価の第三者点検は、制度は存続していますが、システム分野に関する内容が多くを占めることから、この機会に所管を市政情報課から情報システム課に移す予定となっております。

次に、(2)報告案件は、改正法のもとで新たに作成を義務づけられる個人情報フ

ファイル簿の作成報告を挙げております。国の個人情報保護委員会からのQ&Aを見ますと、内容の真正性などを確認するために審議会に報告することが可能とありましたので、件数のみではなく、個人情報ファイル簿自体もご確認いただくことができるのではと考えております。また、現行の個人情報登録簿は（仮称）個人情報管理票として存続する予定ですので、こちらについても件数や新たな事業の報告を行っていきたいと考えております。

個人情報ファイル簿と個人情報管理票については、全件報告をすると膨大な量になってしまうおそれがありますので、そのあたりは調整が必要かと思っております。

それから、個人情報の取り扱いに関する諮問案件以外の条例についても適宜ご意見をいただきたいと考えております。

継続するものとしては表のとおりですが、各制度の運用状況報告や防犯カメラの設置及び管理状況報告は前年度の実績をこれまでどおり報告いたします。

情報公開請求の存否応答拒否の報告は条例規定事項なので、随時これも引き続き行います。ただし、開示請求の存否応答拒否の報告は法改正後も可能なのかどうか、引き続き国の動向などを注視してまいります。

個人情報漏洩等の事故報告は適切な運用のために必要と思われまますので、継続していきたいと考えております。

廃止予定のものとしては、おおむね根拠条例の廃止に伴うものになります。個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修の実施報告については、恐らく国の個人情報保護委員会の定期報告などがされてくると思うので、そちらで対応できるのでは考え、こちらは廃止としました。

事務局からの説明は以上です。ご意見やご提案などをいただけると幸いです。よろしく願いいたします。

会 長 まず、確認ですけれども、ご質問はありますでしょうか。

嘉 藤 ちょっと網羅的になってしまうんですが、まず、諮問事項から特定個人情報保護評価の第三者点検はこれを機にということですが、以前もご質問したと思いますが、担当部署が変わった場合にこちらについて検討する附属機関は、こちらの審議会類似の第三者性が確保されているところに諮問していくということになるのでしょうか。

事務局 現段階で確定的なことは申し上げられないのですが、この審議会のような条例設

置に基づく附属機関という形ではなく、外部委託という形で検討を進めていると聞いております。

嘉 藤 あと、諮問案件につきましては、今後は個人情報の取り扱いに大きな変更を伴う条例の制定・改廃に限定するということですが、Q&Aによりますと、例えば今例として挙げられた法施行条例の改正といったもののほか、個人情報の取り扱いに関する運用ルールの細則の設定や、市が独自に個人情報の保護に関する施策を実施する場合なども諮問事項とするという説明がなされておりますが、今回は大きな変更を伴うという限定をかけた条例の制定・改廃に限っているのはどのような理由からだったのでしょうか。

事務局 絶対にこれはやらなければならないというところを諮問事項として残したという趣旨があるんですけども、嘉藤委員がおっしゃるとおり、条例とか規則というレベルじゃなくて、運用のルールを具体的にしていくようなことも個人情報保護審議会が許容していることだと思いますので、ご提案いただいたような内容も諮問事項にできるように整理していきたいと思います。ありがとうございます。

嘉 藤 最後に1点だけ。報告事項につきまして、廃止されたものが幾つかございます。恐らくこの中で継続されている、例えば運用状況報告などに記載がされていくものも想定されていると思うのですが、それに載らない報告事項といったものはあり得るのでしょうか。ありそうなのでしょうか。いかがでしょう。

事務局 もう一度質問していただいてもいいですか。すみません。

嘉 藤 報告事項で廃止を考えられているものについて、これが完全に審議会に報告されないものなのか、例えば違った形で、数表だとか、一覧表といった形で、継続で定例で出されている運用状況報告の冊子のほうに実は数表として記載するようになるんですよという話なのか、もう全くこの情報は報告として出ないということになるのか、いかがでしょうか。

事務局 まず、この報告事項の廃止に並んでいる2つ、住民基本台帳ネットワークの運用状況報告、住民基本台帳に係る個人情報外部提供先及び種類別件数報告については、そもそもこういった数値を集めること自体が根拠条例がなくなることにより行われなくなると思います。継続される運用状況報告の中には入ってこないと考えられます。

3つ目にある個人情報登録票の廃止報告、これについては個人情報登録票という

名前ではなくなりますが、今後、管理票という形で継続していこうかと考えているので、その報告の中に組み込むことは可能なのではないかと考えます。

それから、個人情報外部委託等登録票の委託先報告につきましては、調査自体は個人情報外部委託等登録票自体も個人情報管理票という形で、形を変えて存続はされる予定ですので、委託先について調査は引き続き来年度も行っていく予定になっています。ただ、委託先をすべて一覧にしたものを皆さんにご提示するかという、年2回の開催の中ではそこまではなされないのかと思ひまして、廃止のほうに入れている形になります。

最後の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する職場研修については、継続される運用状況報告の中に庁内で行った各種研修などは組み込まれますので、ここは形を変えて存続されるかなと考えます。以上です。

会 長 それに関連して、ご承知のように年1回公開している報告書があるわけですが、その内容については、審議会の審議内容の報告は議題が変われば新しい議題で報告するということだと思いますけれども、要するにほかの情報公開あるいは個人情報請求の中身についての報告は従来どおり継続されると見てよろしいわけですね。

事務局 そのとおりです。

会 長 だから、そちらで公開されておれば、どのようなことがあって、どのような検討がされたかということについては基本的には分かるということになるかと思ひます。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見、ありますでしょうか。

鶴 田 審議会そのものの意見というよりは、審議会の制度が変わることによってこういうところにもう少し意識を向けていただきたいなという意見なんですけれども、市民の参加の数が激減して、開催の頻度も落ちるし、諮問案件もほぼなくなる状態なので、市が市民に対して情報を発信する量は減るし、チェックの質と量も減ってくるわけで、その市民への情報発信の量を増やすという意識から、例えば今までは公表していなかった情報をホームページに載せることであるとか、先ほど会長から出ていました報告書のことですけれども、報告書の内容をもう少し充実させるなり、あるいは年1回のを半年に1回にするとか、そういった審議会の制度を変えることによる代替策というものをご検討していただくと、これまで市民委員がたく

さん参加していただいた意義も生かせるんじゃないかという気がするので、その点のご検討をお願いしたいと思います。

事務局 はい。法改正によって町田市の制度の透明性が下がったというようなことを言われることはあってはならないと思っていますので、仕事のやり方、仕組みが変わったものを補えるように、頻度の工夫ですとか、内容の工夫というのは、ご意見をいただいたとおりの意識を十分にこちらも認識いたしまして検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

会長 ほかにご意見はありますか。

嘉藤 先ほどの質問に関連する事柄になりますが、まず、特定個人情報につきましては通常の個人情報よりもより慎重な対応が必要であるということで評価の制度も設けられておりますので、当審議会と同様の透明性、公平性が担保されるような形でのご審議をお願いできればと思います。これが1点目です。

2点目です。学識委員の比重が高くなっておりまして、また、情報セキュリティの専門の方も想定されるということでありまして、それとの対応としまして、やはり諮問事項が大きな変更を伴う条例の制定・改廃のみというのは釣り合わないようなところもございますので、先ほどQ&Aも引用しましたけれども、運用ルールの細則の設定だとか、市独自の個人情報の取り扱いの施策を実施するといったものも諮問事項に含めていただければと思います。

3点目、先ほどの、報告事項のお話になりますけれども、先ほどもご意見がございましたが、廃止された報告の内容も含めて、その出し方の工夫というのはいくらでもできそうな気がしますので、より積極的な情報の公表を推進していただければと思います。以上になります。

事務局 ご意見ありがとうございます。内容が重複してしまいますけれども、情報発信ということで、ルールがあるから情報を出さなければならないという意識ではなくて、より能動的な姿勢が制度を運営していく上で求められていくかと思っていますので、発信の内容、頻度等を検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

会長 ほかに、今すぐということがありませんでしたら、ご意見がございましたらまた次回に述べていただきたいと思います。だんだん時間も迫っていますので、議題の20のその他に移行したいと思います。

事務局、お願いいたします。

事務局 では、事務局から2件ございます。

まず1件目なんですけれども、こちらは事故の報告になります。市内の小学校のほうで個人情報の事故が発生いたしました。内容といたしましては、保護者から提出を受けた1学年32名分の児童引渡し緊急時連絡カードというものを誤ってシュレッダーにかけて廃棄してしまったというものになります。

外部に漏洩したという事実はございませんので、2次被害のおそれとしてはないものと考えていますが、本来保存すべき文書、されるべき文書がない状態になります。また、保護者の方に再度提出を求めなければいけないということで、ご迷惑をおかけするというので、個人情報の不適切な取り扱いとしてご報告させていただきます。大変申し訳ございません。

なお、現在、担当課のほうで事案の把握と再発の防止策について取りまとめております。正式な報告といたしましては、10月の審議会に資料とともにご提出させていただきますので、よろしく申し上げます。先週の末に市政情報課でも報告を受けたもので、本日は第一報を入れさせていただくという意味で事務局からお話しさせていただきます。

続けて、2件目につきましては次回のご連絡になります。今回は10月の第3週です。いつも第2週に開催しているんですけれども、第2週が祝日の関係で、第3週の10月17日（月曜日）になりますので、お気をつけください。

場所はこちらと同じ、市役所2階の会議室2-2でございます。皆様、ご予定のほどよろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

会 長 それでは、ほかにありませんでしたら、これで本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時54分閉会